

(様式第 2-12 号)

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画（変更案）

松原市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

1. 三宅地区

(1) 現況

本地域は、都市部の貴重な田園地域であり、治水上も重要な役目を担っているが、高齢化が進んでおり年々担い手が減少している。また、住宅の混在化で農地の維持管理が難しくなっており、地域の協力と理解を得ながらの維持管理が必要となってきた。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 狭山池地域（松原市）

(1) 現況

本地域は、狭山池を水源として稲作や野菜の生産が行われているところである。

一方、都市化が進み、農地の減少が著しく、農家の高齢化及び担い手不足、またこれに伴い増加する耕作放棄地や、農業に欠かせない水路の維持管理にかかる労働力不足などの問題は、農家だけでは解消できない状況となっている。

農業振興並びに問題解消を図るためには、農業に興味を持ち就農意欲のある都市住民の持続的な農業並びに維持管理業務への参入が必要な状況となっている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	三宅地域	法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業
②	狭山池地域（松原市）	法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業

4 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合は、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

特になし。